



様式第3号（第9条、第12条、第13条関係）

一般廃棄物処理業許可証

令和7年8月15日

住 所 宇治市伊勢田町名木三丁目1番地の57
氏 名 ホームケルン株式会社

代表取締役 国本 武 様

久御山町長 信 貴 康 孝



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第7条・~~第7条の2~~）第2項の（許可・許可更新・~~変更許可~~）を受けた者であることを証します。

許 可 番 号	久御山町許可第 1 号
有 効 期 間	令和7年9月1日から 令和9年8月31日まで
事 業 の 範 囲	事業の区分：収集運搬業（積替え・保管を除く。） 廃棄物の種類：ごみ（特別管理一般廃棄物を除く。） 営業の区域：久御山町内
事業場の所在地 及 び 名 称	
許 可 条 件 の 等	1 一般廃棄物の収集運搬及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条の基準によること。 2 収集運搬及び処分料金は、久御山町廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例第15条の手数料の範囲を超えないこと。